

工事写真の電子納品実施要領

(趣 旨)

第1条 情報の共有化、管理保管の容易性、品質の確保・向上、コスト縮減等を図ると共に、工事の請負者の利便性向上を目指し、工事写真の電子納品化を実施するための必要な事項を定めるものとする。

(電子納品対象工事)

第2条 本市が発注する工事のうち、請負金額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の工事を対象とする。

ただし、対象工事であっても監督員から指示があった場合は、電子媒体に代えて工事写真帳で納品するものとする。

2 請負者が、3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満の工事であっても電子媒体での納品を希望する場合には、監督員と協議しその指示に従うものとする。

(基準等)

第3条 電子媒体での納品については最新の「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)(土木編)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」に準じて行うものとする。

(納 品)

第4条 電子納品の成果品の提出部数については、電子媒体(CD-RまたはDVD-Rとする。

ただし、DVD-Rで納品する場合は監督員の承諾を得ること)、ビューアソフトを添付したもので、監督員の指示によるものとする。

2 成果品(CD-RまたはDVD-R)には、「工事名」、「工事場所」、「作成年月」、「何枚目/全体枚数」、「発注者名」、「請負者名」、「ウィルスチェックに関する情報(ウィルス対策ソフト名、バージョン情報(ウィルス定義)、チェック年月日)」等を記入し、工事書類に綴じ込み納品することとする。

(検 査)

第5条 請負者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うとともに、検査時における写真情報の閲覧操作機器を準備するものとする。

(その他)

第6条 この要領及び特記仕様書に定めのない事項については、請負者及び発注者が施工計画書を提出する前に協議の上取扱うものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年10月1日から施行するものとし、それまでの間は監督員の指示によるものとする。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領の一部を改訂し、平成29年6月1日から施行する。